

5. 特定個人情報の提供(委託に伴うものを除く。)

<個人住民税>

別紙1情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合は提供先一覧(別表第2より)

| 提供先 | ①法令上の根拠 | ②提供先における用途 | ③提供する情報 | ④対象となる本人の数 | ⑤対象となる本人の範囲 | ⑥提供方法 | ⑦時期・頻度 |
|--------------|--------------------------------------|---|-----------|-------------------|---|----------------|-----------|
| 厚生労働大臣 | 番号利用法別表第2の第1の項 番号利用法別表第2主務省令第1条 | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 全国健康保険協会 | 番号利用法別表第2の第2の項 番号利用法別表第2主務省令第2条 | 健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 健康保険組合 | 番号利用法別表第2の第3の項 番号利用法別表第2主務省令第3条 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 厚生労働大臣 | 番号利用法別表第2の第4の項 番号利用法別表第2主務省令第4条 | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 全国健康保険協会 | 番号利用法別表第2の第6の項 番号利用法別表第2主務省令第6条 | 船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 都道府県知事 | 番号利用法別表第2の第8の項 番号利用法別表第2主務省令第7条 | 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 都道府県知事 | 番号利用法別表第2の第9の項 番号利用法別表第2主務省令第8条 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 市町村長 | 番号利用法別表第2の第11の項 番号利用法別表第2主務省令第10条 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 都道府県知事又は市町村長 | 番号利用法別表第2の第16の項 番号利用法別表第2主務省令第12条 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 市町村長 | 番号利用法別表第2の第18の項 番号利用法別表第2主務省令第13条 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |

| | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|--|-----------|-------------------|--|----------------|-----------|
| 都道府県知事 | 番号利用法別表第2の第23の項 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 都道府県知事等 | 番号利用法別表第2の第26の項 番号利用法別表第2主務省令第19条 | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 市町村長 | 番号利用法別表第2の第27の項 番号利用法別表第2主務省令第20条 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 都道府県知事 | 番号利用法別表第2の第28の項 番号利用法別表第2主務省令第21条 | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 厚生労働大臣又は共済組合等 | 番号利用法別表第2の第29の項 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 番号利用法別表第2の第31の項 番号利用法別表第2主務省令第22条 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 日本私立学校振興・共済事業団 | 番号利用法別表第2の第34の項 番号利用法別表第2主務省令第22条の3 | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 厚生労働大臣又は共済組合等 | 番号利用法別表第2の第35の項 番号利用法別表第2主務省令第22条の4 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 文部科学大臣又は都道府県教育委員会 | 番号利用法別表第2の第37の項 番号利用法別表第2主務省令第23条 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 番号利用法別表第2の第38の項 番号利用法別表第2主務省令第24条 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 国家公務員共済組合 | 番号利用法別表第2の第39の項 番号利用法別表第2主務省令第24条の2 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |

| | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|--|-----------|-------------------|--|----------------|-----------|
| 国家公務員共済組合連合会 | 番号利用法別表第2の第40の項 番号利用法別表第2主務省令第24条の3 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 市町村長又は国民健康保険組合 | 番号利用法別表第2の第42の項 番号利用法別表第2主務省令第25条 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 厚生労働大臣 | 番号利用法別表第2の第48の項 番号利用法別表第2主務省令第26条の3 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 番号利用法別表第2の第54の項 番号利用法別表第2主務省令第28条 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 都道府県知事等 | 番号利用法別表第2の第57の項 番号利用法別表第2主務省令第31条 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 地方公務員共済組合 | 番号利用法別表第2の第58の項 番号利用法別表第2主務省令第31条の2 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 | 番号利用法別表第2の第59の項 番号利用法別表第2主務省令第31条の3 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 市町村長 | 番号利用法別表第2の第61の項 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 市町村長 | 番号利用法別表第2の第62の項 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 都道府県知事 | 番号利用法別表第2の第63の項 番号利用法別表第2主務省令第34条 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 都道府県知事又は市町村長 | 番号利用法別表第2の第64の項 番号利用法別表第2主務省令第35条 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |

| | | | | | | | |
|--|--|---|-----------|-------------------|---|----------------|-----------|
| 都道府県知事等 | 番号利用法別表第2の第65の項 番号利用法別表第2主務省令第36条 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 番号利用法別表第2の第66の項 番号利用法別表第2主務省令第37条 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 都道府県知事等 | 番号利用法別表第2の第67の項 番号利用法別表第2主務省令第38条 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 市町村長 | 番号利用法別表第2の第70の項 番号利用法別表第2主務省令第39条 | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 番号利用法別表第2の第71の項 | 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。) | 番号利用法別表第2の第74の項 番号利用法別表第2主務省令第40条 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 後期高齢者医療広域連合 | 番号利用法別表第2の第80の項 番号利用法別表第2主務省令第43条 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 厚生労働大臣 | 番号利用法別表第2の第84の項 番号利用法別表第2主務省令第43条の3 | 昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 | 番号利用法別表第2の第85の2の項 番号利用法別表第2主務省令第43条の4 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 都道府県知事等 | 番号利用法別表第2の第87の項 番号利用法別表第2主務省令第44条 | 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 厚生労働大臣 | 番号利用法別表第2の第91の項 番号利用法別表第2主務省令第44条の2 | 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |

| | | | | | | | |
|--|---|---|-----------|-------------------|---|----------------|-----------|
| 平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金 | 番号利用法別表第2の第92の項 番号利用法別表第2主務省令第45条 | 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 市町村長 | 番号利用法別表第2の第94の項 番号利用法別表第2主務省令第47条 | 介護保険法による保険給付の支給、実施地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 介護保険法による保険給付の支給、実施地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 | 番号利用法別表第2の第97の項 番号利用法別表第2主務省令第49条 | 介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 厚生労働大臣 | 番号利用法別表第2の第101の項 番号利用法別表第2主務省令第49条の2 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 農林漁業団体職員共済組合 | 番号利用法別表第2の第102の項 番号利用法別表第2主務省令第50条 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 独立行政法人農業者年金基金 | 番号利用法別表第2の第103の項 番号利用法別表第2主務省令第51条 | 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 独立行政法人日本学生支援機構 | 番号利用法別表第2の第106の項 番号利用法別表第2主務省令第53条 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |
| 厚生労働大臣 | 番号利用法別表第2の第107の項 番号利用法別表第2主務省令第54条 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら都度 |

| | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|--|-----------|-------------------|---|----------------|---------------|
| 都道府県知事 又は市町村長 | 番号利用法別表第 2の第108の項 番号利用法別表第 2主務省令第55条 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら 都度 |
| 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 番号利用法別表第 2の第113の項 番号利用法別表第 2主務省令第58条 | 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら 都度 |
| 厚生労働大臣 | 番号利用法別表第 2の第114の項 番号利用法別表第 2主務省令第59条 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら 都度 |
| 平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する 存続共済会 | 番号利用法別表第 2の第115の項 | 平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら 都度 |
| 市町村長 | 番号利用法別表第 2の第116の項 番号利用法別表第 2主務省令第59条 の2 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら 都度 |
| 都道府県知事 | 番号利用法別表第 2の第119の項 番号利用法別表第 2主務省令第59条 の3 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 個人住民税関係情報 | 10万人以上 100万人未満 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 | 情報提供ネットワークシステム | 照会を受けたら 都度 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

